

第十三回 参議院建設委員会會議録 第四十五号

(七三三)

昭和二十七年五月二十八日(水曜日)午後一時五十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬與兵衛君
理事 田中 一君
小川 久義君

委員

石川 榮一君
楠瀬 常雄君
徳川 宗敬君
前田 彌君
門田 定藏君
三輪 貞治君
松浦 定義君

衆議院議員

事務局側

常任委員 菊池 瑞三君
常任委員 會專門員 武井 篤君
常任委員 會專門員 武井 篤君

本日の会議に付した事件

○道路法案(衆議院提出)

○道路法施行法案(衆議院提出)

○委員長(廣瀬與兵衛君) 只今から建設委員会を開会いたします。道路法案同施行法案を一括して議題に供します。両法案について御質疑のおありのかたは順次御発言を願います。

○三輪貞治君 本法の第十二條と第十三條におきまして、都道府県の知事がその工事を施行することが困難又は不適当と認める場合、及び建設大臣が工

事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合において、一級並びに二級国道を、建設大臣が管理する都道府県知事に代つてその新設、修理その他ができるようになつてい

ます。そこで北海道開発法との関連ですが、北海道開発法においては、ほかの都府県と違って、地方費道でも全額国庫負担になつておるところもあると思ひます。その場合に北海道開発法において、その地方費道もその開発庁でやれるようになつておると思ひますが、この法律で行けば、一級、二級の国道についてのみ、而も技術が高度であり、高度の機械力を要し、或いは都府県知事では不適当と認めた場合のみしかできないようになつておると思ひますが、この関連はどういうふうになつておりますか。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。北海道の全額国庫負担で工事をやるという場合には、北海道開発法のみでなくて、本法の八十八條の規定によりまして十分行ない得ることになつております。

○三輪貞治君 そうしますと、この八十八條におきましては、現在北海道で行なつておる場合のみならず、地性、気象等の自然的條件が極めて悪くて、且つ資源の開発が十分に行われてない地域内の道路は政令で指定して、同じように国道と同様の取扱ひができるようになつていますが、積雪寒冷地或いは最近通過いたしました特殊土壌の対

策法、これらの法律が適用される地方においても、非常に気象、地性の條件が悪くて、資源の開発が十分に行われていない場所が多いと思ひます。そういう地域においてもこの八十八條が適用されますか。

○衆議院議員(田中角榮君) 八十八條につきましては御質問であります。これは北海道に対する特例は、御承知の通り太政官布告当時の特例でありまして、現在も認められておる既得権であります。併し北海道が開拓地として全額国庫負担で、八十六條の道路費用中三分の一も北海道に行つてしまふというふうな状況では、北海道と同じような地域にある内地には不利益ではないか、でこの北海道の既得権の問題に対しても再検討を必要とするという議論もあつたのであります。私たち立案者といつても、なお衆議院の建設委員会当局の案といつても、既得権であり、現在この既得権を削除することは穩当でない、而も時期尚早である、こういう意見が圧倒的でありまして、これに對し既得権をそのまま認めるということになりました。

同時にそれは北海道よりも、内地であつても、状況の悪い土地に対する開発道路をどうするかという意見がありまして、このように衆議院建設委員会において修正をいたしましたわけでありまして、それで北海道に対する特例が、北海道等に対する特例になり、北海道以外の内地の特殊地域においても政令で指定する地域内に対しては、全額国庫

負担の恩典を与えるということに幅を拡げたわけでありまして、その意味におきまして、ただこれが広義に解釈せられまして、国土開発法等に規定する特殊地域内の道路等も全額国庫負担になるといふようなことになりまして、国家予算の財政状況からいまして、非常に無理があるといふ虞れがありまして、政令で特にしほりまして、嚴重に検討した上、地方財政の状況が許さざる地域及び只今あなたが申し述べられたような特殊な地域に対して、どうしても全額国庫負担においてなれば道路の開拓ができない、資源の開発ができないといふふうな政令で規定せられた場合には、北海道と同じ特例をその地域に対しても認めよう、こういうので規定いたしましたわけであり

ます。

○三輪貞治君 それから十二條、十三條では、一級、二級の国道に限つてのみ建設大臣がその工事ができるよになつていますが、現実には北海道開発庁は地方費道もやつておると思ひます。この法律では地方費道、いわゆる都道府県道を建設大臣が工事のできる規定がありますか。

○衆議院議員(田中角榮君) それは十二條、十三條の規定は、北海道は現に地方費道までやれるよになつております。これは勿論全額国庫負担であるからであります。本法の規定すると、これは道路の管理者及び道路の所有権というものに明確な線を引きたいと、一級、二級国道は国の營造物、都道府

県道は都道府県の營造物、それから市町村道路は市町村の營造物と、こういうふうな定義を明確にしてその責任分野を明らかにいたすわけでありまして、国が補助するところの都道府県道に對しては、都道府県が行うことは原則的に妥當である。而も、二級国道で、二以上の府県に跨るものであつて協議を要し、特に機械力を要するものであつたり、新しい工法を以て行う道路のために、嚴密な統計資料をとりたいといふようなものに対しては、將來の審議もいたしたいために建設大臣が行う、こういうふうなことにしたのであります。八十八條の後段の規定に基づきまして、政令で定める場合には、地方道に對しても国が行えるという途を開いてありますので、あなたの御意見の通りに、北海道と同様に、場合によつては国が工事を行えるわけであり

ます。

○三輪貞治君 それから第十四條におきましては、一級、二級の国道の管理者を都道府県知事と規定しております。それから第十五條におきましては、都道府県道の管理を都道府県と、こういうふうな同じ管理者が都道府県知事であり、都道府県であるという違つた表現をされておりますが、これは何か特別な意図があるわけですか。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。これは營造物に対する觀念が都道府県道は都道府県のものである。なお都道府県知事を管理者にいた

る。な

しますのは、これは任命するだけでありまして、いわゆる都道府県知事は任命せられるものであつて、都道府県議会の議決に基づき行動ができるわけでありまして、都道府県は都道府県議会の議決に基づいてのみ行動ができるわけでありまして、市町村長、市町村も同断であります。

○三輪貞治君 これは本法のみならず、過去に定められた法律或いは将来においても用語上という統一がされるわけですか。

○衆議院議員(田中角榮君) 理論上そのほうが正しい、こう考えております。

○三輪貞治君 三十一條の第一項に、五項目ですか、「当該道路の交通量又は当該道路の運轉回数が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合を除く外、当該交差の方式は、立体交差としなければならない」、そういうふうな規定されております。これは非常に新しい、進歩した条文であると思いますが、具体的にどうな、それについての一つの御計画、即ちどの辺でその交通量か、或いは運轉回数が規定されるのか、そういうふうな具体的な基準がありますか、立案者のほうに。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。三十一條の規定は現行法にない新しい規定でありまして、本道路法としては画期的な規定であります。これは、もうすでに大正八年制定の現行法の道路に関する概念というものが古いということ、法律の改正を企図いたしましたわけでありまして、道路整備を行い、交通の安全を確保するために、立体交差が理想であることは論を

待たないこととあります。ただ理想というよりも、現在すでに立体交差を原則にしなければならぬ状況にあることも御承知の通りであります。その意味で三十一條を、立体交差を原則とする、但し財政上の問題もあつたし、軌道及び私鉄との関係もあつたので、施行法案におきまして、現在平面交差をしておるものは適用しない、こういうふうにはつきり規定いたしておりますが、併し立体交差が原則でありますので、将来改築等をする場合には、お互いが協議をして、協議が整つた場合、本法の精神に則つて立体交差に改造したい、こう考えておるわけでありまして、なお只今御質問のいわゆる立体交差を政令で定める基準という問題につきましては、運輸、建設両当局が十分協議の上に、協議が整つた場合、合同満了後、而も本法の精神を生かし、なおかつ財政的に実現でき得る状態において立体交差を行うというところであります。

○三輪貞治君 その場合に、この鉄道については或る箇所についての部分的な指定がされるのでありますか、或いは或る何々線という一つの線についてされるのですか。

○衆議院議員(田中角榮君) これは現実的に交通量が增大し、立体交差を必要とするという部分的箇所について協議が整つた場合行われるわけでありまして、

○三輪貞治君 今相当の交通量があり、運轉回数のかなり多い鉄道であつて、本法の特別な場合で、立体交差にしなければならぬ、こういうふうな考えられておる箇所が大体どれくらいあつて、目安として大体何年計画か

らいてこの立体交差を御実行になれらう、こうお考えになつておりますか、と申しますのは、非常に新しい、いい構想でありますけれども、ただ文章に書かれただけで、ただ財政上の理由に藉口されて実際に行われなければ、仏作つて魂が入らないわけでありまして、お伺いしておるわけでありまして、

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。これは第三十一條の規定は新しい規定でありまして、今後の問題でありまして、今後は当然この原則によつて立体交差を行うわけでありまして、鉄道が道路を踏切の場合には、経営者負担で、鉄道の費用によつて鉄道が立体交差を行う。道路が鉄道を踏切の場合には同じく立体交差を行う、こういうのでありますので、これはもう法律の規定でありますので、特に苛酷でないという場合には、原則的に法律の命ずるところによつて立体交差が行われるわけでありまして、但し現在のものを改築するといふ場合、これは沢山あります。箇所としては立体交差で当然なければならぬといふ所があるものであります。本法案改正案を提出する現段階におきまして、それまで、それで現在のものまでやるといふことになる

と、非常に各企業会社との問題もあつたし、国鉄でさえも協議をし、財政の許す範囲内において実行に徐々に移しておる状況でありますので、本法は現在平面交差をしておるものに対してはこれを適用しない。但し改築を行う場合には、これから将来の工事でありまして、原則的に立体交差を行う、こういうふうな規定しております。

○三輪貞治君 それから当該鉄道といふふうに限られておるわけでありまして、これは軌道を含みません。

○衆議院議員(田中角榮君) 軌道を含みます。含みますが、なぜ軌道を含みに明確に規定しなかつたかといふことは、道路法は基準法でありまして、軌道法があるものでありますので、当然軌道法によつて規定せられ、なお軌道法は建設、運輸両大臣の共管事項でありますので、現在の軌道法で十分この理想は達成できる。なお不備の点がありまして、これは当然基準法であるところの道路法の改正が行われるのでありますから、軌道法も同時に行うべきであります。これは私たちがだけの感覚と氣持で行うべきではなく、政府として本法施行後に督促をし、政府提案にして本法を合致するように改正をせしむるか、若しくは両院の運輸委員会

の諸君のほうも本法に合致するような改正をいたして頂きたいといふことを申込んでおる状態でありまして、

○委員長(廣瀬與兵衛君) ほかに御発言ございませんか。では別に御発言もないようでございますから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もないようでございますから、討論は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

ものと認めます。それではこれより採決に入ります。道路法案及び道路法施行法案を一括して問題に供します。両法案を原案通り可決することに御賛成のかたは挙手を願います。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 全会一致でございます。よつて両法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお本会議における委員長の口頭報告の内容等爾後の手続は、慣例によりまして、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 御異議ないものと認めます。

次に両法案を可決されたかたは、成規の手続によりまして順次御署名を願います。

多数意見者署名
田中 一 徳川 宗敬
前田 穰 門田 定蔵
三輪 貞治 松浦 定義
瀬田 常雄 石川 榮一
小川 久義
○委員長(廣瀬與兵衛君) 本日はこれを以て散会いたします。
午後二時十一分散会

○委員長(廣瀬與兵衛君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。